

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

群馬県

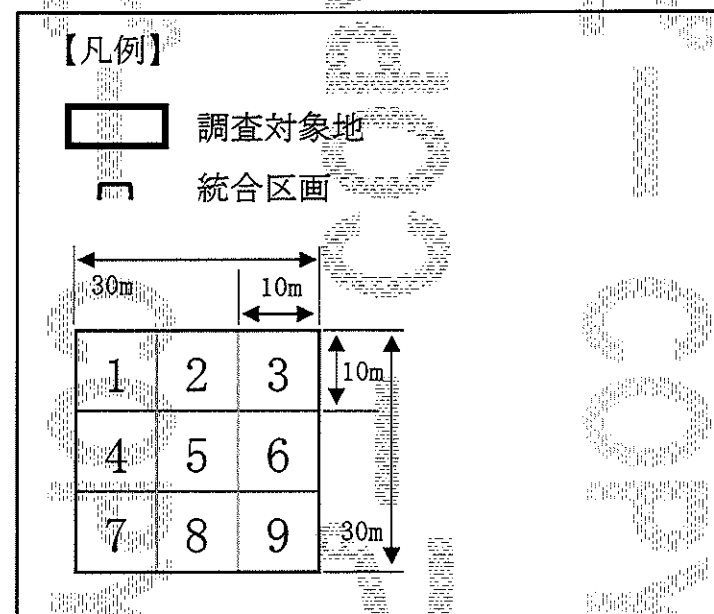
整理番号	整-2024-7	指定年月日・指定番号	令和7年1月10日・形-70号	所在地	甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7	
調製・訂正年月日		令和7年1月10日指定台帳の調製／令和7年11月26日訂正				
形質変更時要届出区域の概況		工場跡地			面積	2,769.37㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				—		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				—		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				試料採取等を行う区画の選定等の省略 試料採取等を行う区画の選定等を実施しない方針だったため		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				汚染の除去等の措置（立入禁止）が講じられた		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				—		
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和6年6月3日	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境技研
		カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
						有・無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

所在地：甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7

調査方法：土壌汚染のおそれの把握等を実施。試料採取等を行う区画の選定等を省略。



令和7年11月26日訂正
令和7年1月10日調製

表1 区画一覧

(単位：㎡)		
区画名称	面積	統合後 面積
A1-3	62.08	－
A1-6	92.00	92.28
(A1-5)	0.28	
A1-9	100.00	113.01
(A1-8)	13.01	
A2-3	100.00	－
A2-5	72.88	113.96
(A2-2)	41.08	
A2-6	100.00	－
A2-8	90.76	90.83
(A2-7)	0.07	
A2-9	100.00	－
A3-2	48.58	－
A3-3	100.00	－
A3-6	92.08	97.63
(A3-5)	5.55	
B1-1	92.48	－
B1-2	95.54	－
B1-3	98.55	111.16
(C1-1)	12.61	
B1-4	100.00	－

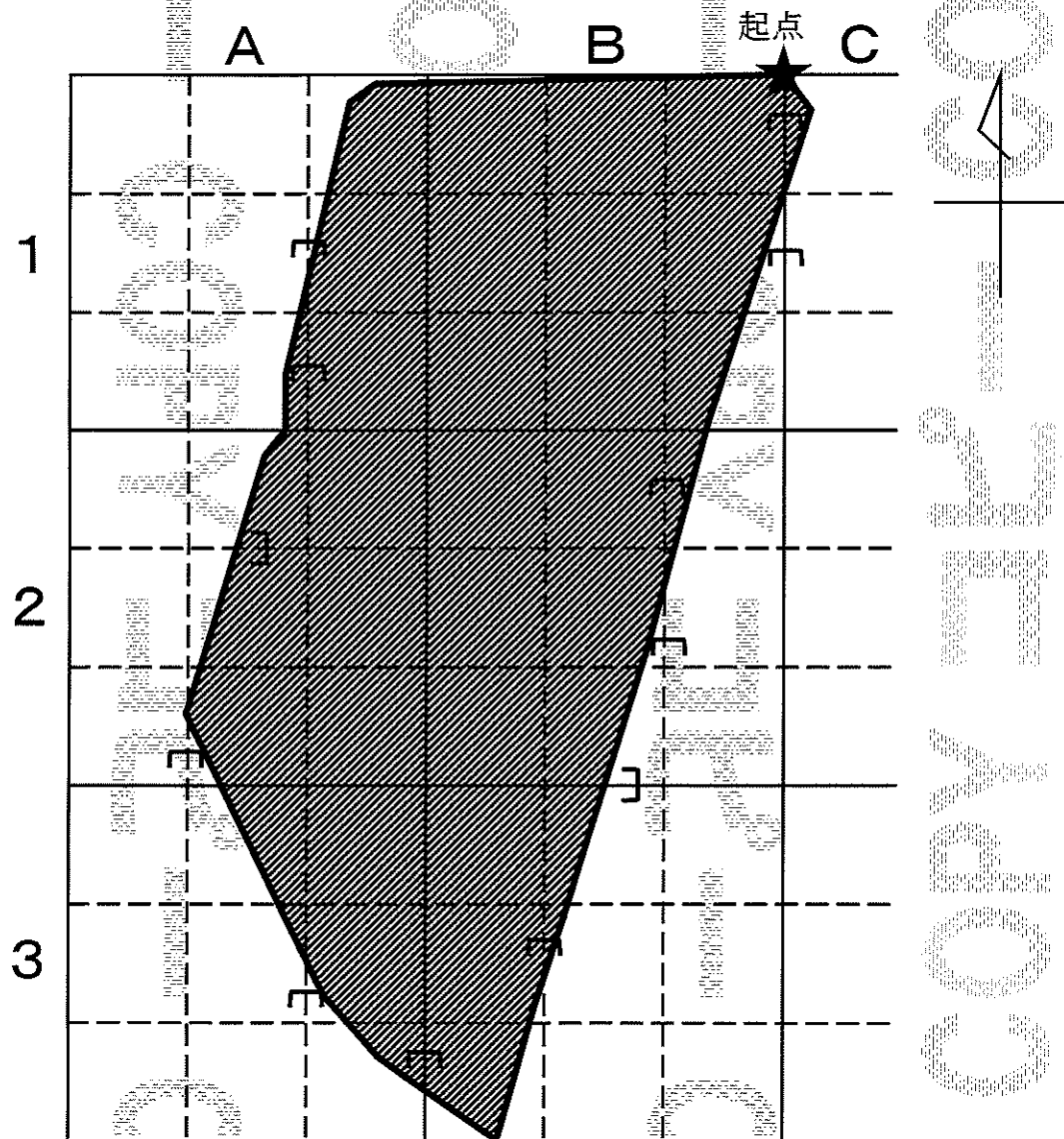
(単位：㎡)		
区画名称	面積	統合後 面積
B1-5	100.00	－
B1-6	85.14	85.19
(C1-4)	0.05	
B1-7	100.00	－
B1-8	100.00	－
B1-9	51.97	－
B2-1	100.00	－
B2-2	100.00	123.38
(B2-3)	23.38	
B2-4	100.00	－
B2-5	94.88	97.29
(B2-6)	2.41	
B2-7	100.00	－
B2-8	66.98	103.34
(B3-2)	36.36	
B3-1	100.00	－
B3-4	98.50	105.74
(B3-5)	7.24	
B3-7	62.39	83.36
(A3-9)	20.97	
合計	2,767.82	

指定区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面（図2）

所在地：甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7

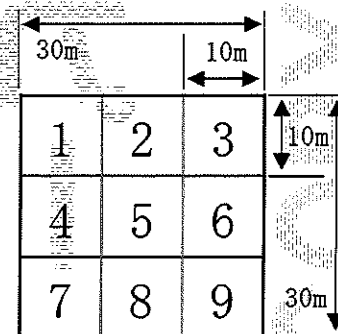
第二溶出量基準不適合に係る物質：クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

土壌含有量基準不適合に係る物質：カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物



【凡例】

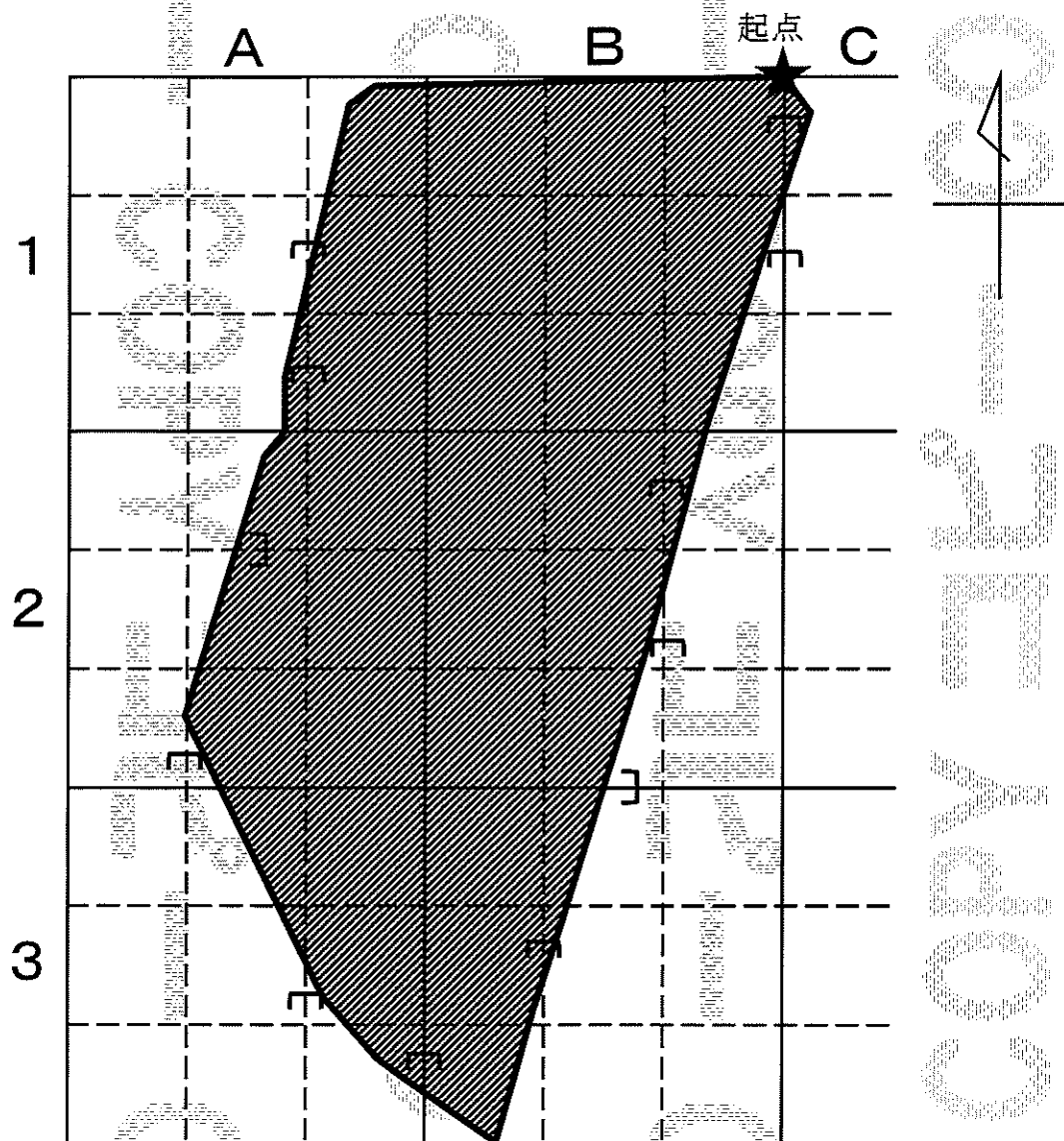
指定区域
統合区画



汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法（図3）

所在地：甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7

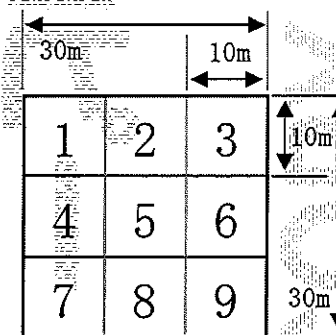
施行方法：立入禁止



【凡例】

 措置の実施場所

 統合区画

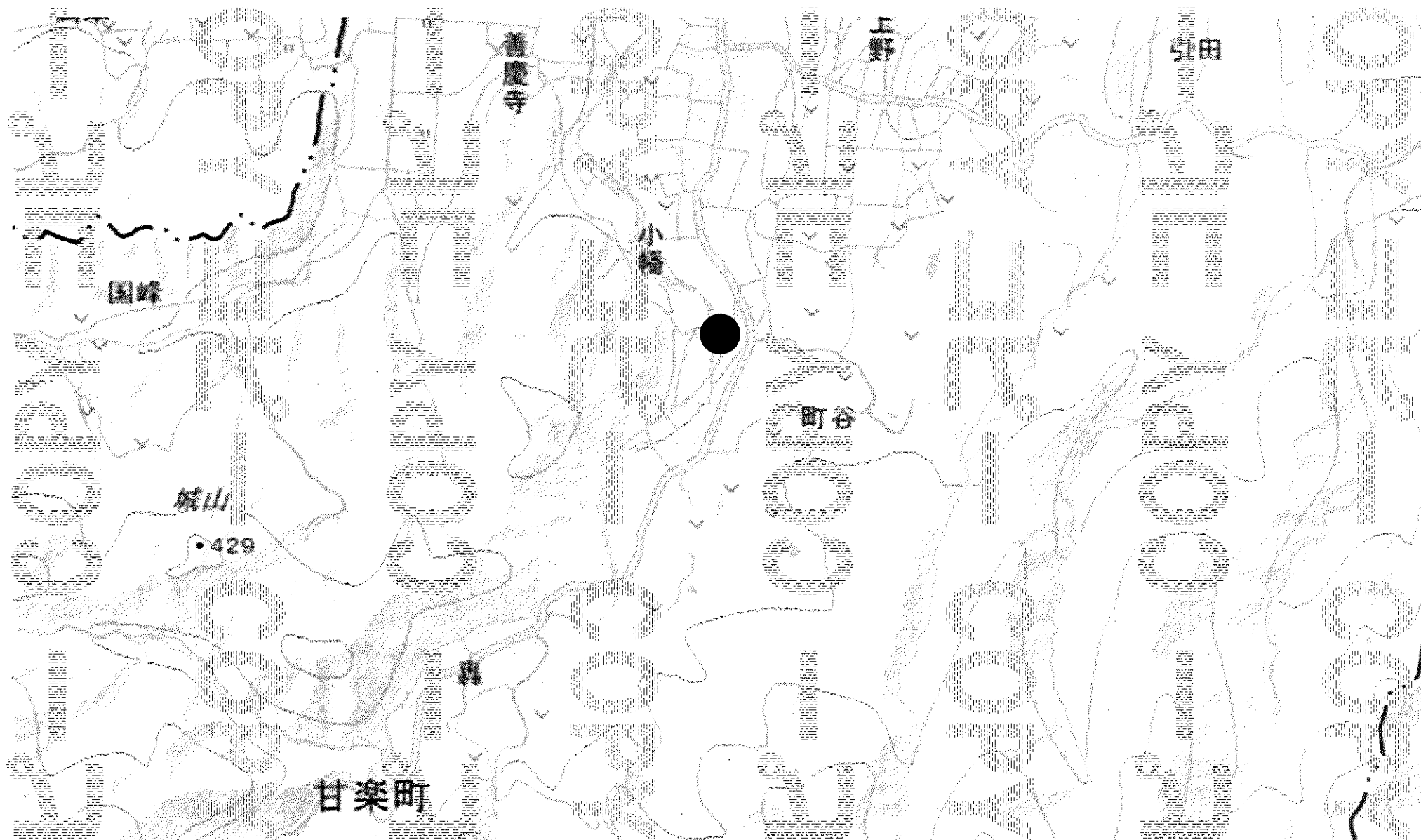


指定区域の周辺の地図（図4）

所在地：甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7

【凡例】

● 指定区域



出典：地理院地図

令和7年11月26日訂正
令和7年1月10日調製